



まち
みんなで環境を守り育て 笑顔あふれるウェルビーイングな都市

瑞穂市

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

(案)

令和8年3月

瑞穂市

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。



目次

第1章 計画策定の目的

1-1	気候変動の影響.....	1
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向	2
1-3	瑞穂市の取組	4
1-4	本計画の目的	6

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の目的と位置づけ	7
2-2	計画期間	8
2-3	計画の対象	8

第3章 瑞穂市の地域特性

3-1	自然的特性	10
3-2	経済的特性	15
3-3	社会的特性	17
3-4	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	21
3-5	住民・事業者アンケート、事業者ヒアリングの結果	25
3-6	課題のまとめと施策の方向性	30

第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1	温室効果ガス排出量の現況推計.....	33
4-2	温室効果ガス排出量の将来推計.....	35

第5章 将来像と計画の目標

5-1	目指すべき将来像	40
5-2	地域課題同時解決の考え方	40
5-3	温室効果ガス排出量削減目標.....	41
5-4	再生可能エネルギー導入目標	42

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図	43
6-2	施策の推進	44

第7章 計画の推進体制・進捗管理

7-1	推進体制	59
7-2	計画の進捗管理	60

資料編

1	瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定経過	61
2	用語集	76

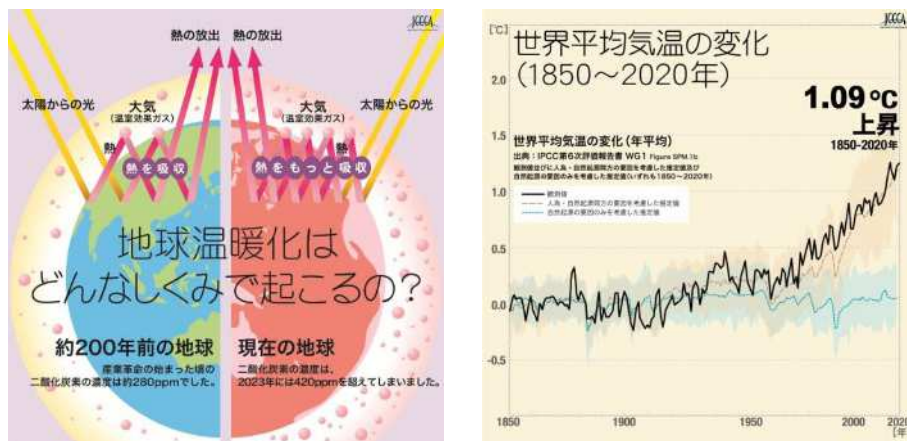
第1章 計画策定の目的

1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇が続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 地球温暖化の仕組みと世界平均気温の変化（年平均）

本市や岐阜県においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった自然災害が発生しています。

表1-1 瑞穂市・岐阜県において近年発生した主な自然災害

災害名	場所	主な事象
平成30(2018)年7月大雨	瑞穂市	前線の活動が活発になり、本巣市根尾地区を中心に500mmを超える大雨が降ったことから、瑞穂市で7月5日22時50分に大雨警報（浸水害）が発令されました。
令和3(2021)年8月大雨	岐阜県内	東濃や飛騨南部を中心に記録的な大雨となりました。この大雨により、隣接市の大垣市をはじめとした県内の広い範囲で土砂災害警戒情報が発表されるなど極めて危険な状態になり、県内各地で土砂災害や河川の溢水、竜巻などにより多くの住家被害、農地や農業施設の被害、護岸の損壊、路側の欠壊などが発生しました。
令和6年(2024)年8月台風10号	岐阜県内	岐阜・西濃を中心に大雨となりました。この大雨により、隣接市の大垣市では住家の床上浸水などの被害が発生しました。

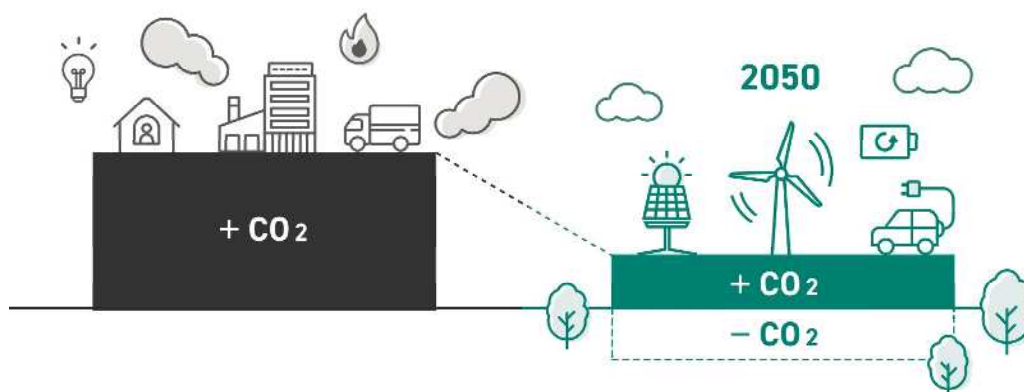
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル

図1-2 カーボンニュートラルのイメージ

また、平成27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。



出典：国際連合広報センター

図1-3 SDGs17の目標

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下、「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

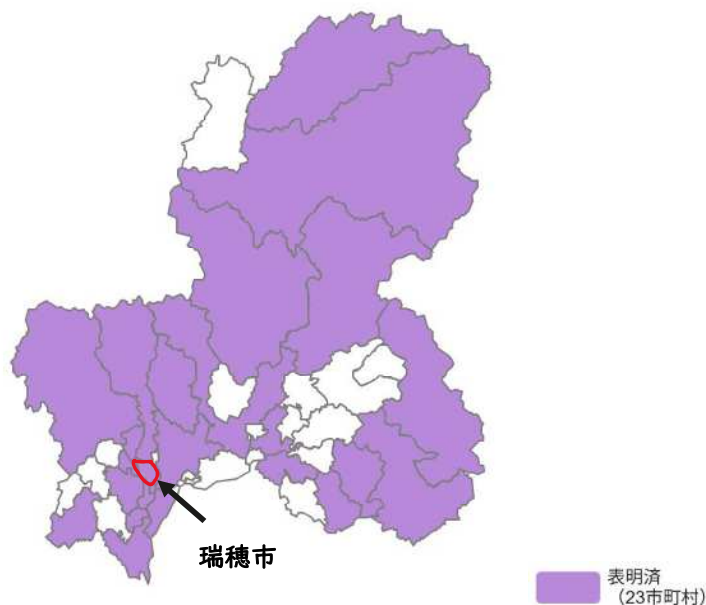
さらに、令和7(2025)年2月には、温暖化対策を定めた「地球温暖化対策計画」の改定、エネルギー政策の方針を示す「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という、新たな削減目標を決定しました。

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の電源構成として「再生可能エネルギーを4割～5割程度とし、主力電源として最大限導入する」と位置づけました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和7(2025)年9月末現在、全国1,188自治体、岐阜県内では、23自治体が「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明している状況です。



出典：環境省脱炭素取組状況マップ（岐阜県）

図1-4 岐阜県内におけるゼロカーボンシティ表明状況

(3) 岐阜県の実施

岐阜県では、地球温暖化対策推進法及び岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成21年3月条例第21号）の規定に基づき、平成23（2011）年6月に「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

また、令和2（2020）年12月の令和2年第5回岐阜県議会定例会において「2050年『脱炭素社会ぎふ』の実現」を表明し、令和3（2021）年3月に「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」を策定しました。

さらに、令和3（2021）年10月に「地球温暖化対策計画」が改定され、国の温室効果ガス排出削減目標が見直されたことを受け、令和5（2023）年に計画の改訂が行われました。改訂計画では、長期目標（2050年の目指すべき姿）に「『脱炭素ぎふ』の実現」を掲げ、中期目標（2030年度目標）に「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比48%削減、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」を掲げています。

1-3 瑞穂市の実施

本市では平成21（2009）年に、庁内横断的組織である「瑞穂市地球温暖化対策実行計画策定等検討委員会」を設置し、市および職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「瑞穂市第1次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下、「事務事業編」という。）を策定し、令和7（2025）年3月には事務事業編の3度目の改定を行い、「瑞穂市第4次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定しました。

また、令和7（2025）年1月には、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言

～「ウェルビーイングみずほ」持続的実現～

近年、世界各地で猛暑や豪雨など地球温暖化が要因とみられる大規模災害が増加しているほか、農林水産業の生産性の低下や生態系の異変など、「気候危機」というべき深刻な状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しております。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命以前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標を達成するため、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

瑞穂市は、揖斐・長良の清流の恵みを受け、豊かな水と緑あふれるまちとして発展してきました。同時に、幾度となく水害に見舞われ、そのたびに助け合いながら絆を育んできた歴史があります。今まで守られてきた、本市の恵み豊かな環境と安心できる生活を次世代へ引き継いでいかなければなりません。

瑞穂市でも、「ウェルビーイングみずほ ～持続的実現～」を将来像に掲げ、市民、企業、関係団体、行政が一体となり、地球温暖化防止対策を積極的に推進し、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和7年1月6日

瑞穂市長

森 和之

図1-5 瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるため、市民、事業者、学識経験者で組織する「瑞穂市地球温暖化対策推進審議会」を設置し、「瑞穂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

Ⅰ-4 本計画の目的

本計画は、本市が脱炭素社会の実現に向けて進むべき方向を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが果たす役割を明確にすることを目的としています。地球温暖化が進行する中で、温室効果ガスの排出削減は行政だけでなく、市民や事業者にとっても避けて通ることのできない重要な課題であり、困難が伴う場合であっても、互いに協力しながら取り組んでいく必要があります。

そのため、まず現在の本市の状況を踏まえ、「誰が、何を、どのように進めるのか」を整理し、本市が掲げる将来像の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となって取り組むための基本方針と具体的な目標を示します。

また、本計画は行政だけでなく、市民や事業者のみなさんにも読んでいただき、地球温暖化の現状や、これから取り組んでほしい行動について知っていただくための普及・啓発の役割も担っています。そのため、専門的な内容であってもできるだけわかりやすく整理し、本市の未来を一緒に守っていく大切さが伝わるように構成しています。

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的と位置づけ

本計画は、市域全体における温室効果ガスの排出状況を把握し、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を推進するための指針として位置づけるものです。

国や岐阜県の地球温暖化対策計画との整合を図りつつ、地域の特性や実情を踏まえ、効果的かつ実行可能な取組を明確にすることを目的としています。

また、本計画では、主要な排出部門ごとに現状と課題を整理し、温室効果ガスの削減目標とその達成に向けた施策を体系的に示すことで、地域全体での着実な排出削減を推進します。

さらに、区域施策編は行政内部の取組にとどまらず、市民・事業者・団体など、地域の多様な主体が共通の目標を共有し、協働して脱炭素社会の実現をめざすための行動計画としての役割を担います。

本計画の位置づけとしては、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものであり、上位計画である「瑞穂市第3次総合計画前期基本計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の地球温暖化対策計画(令和7(2025)年2月閣議決定)、県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「瑞穂市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、「瑞穂市都市計画マスタープラン」等と整合を図り推進します。

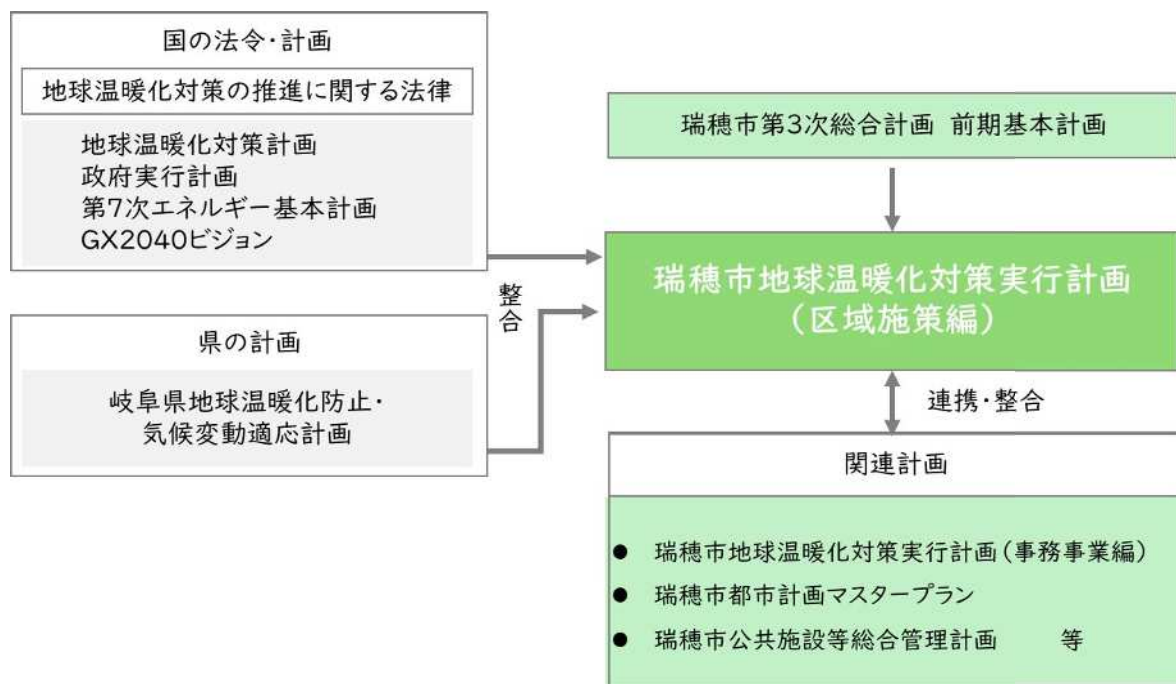


図2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を踏まえ、平成25(2013)年度、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。

H25 (2013)	...	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基準年度		計画策定				中間目標年度
		計画期間5年間				

図2-2 計画期間

2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

瑞穂市全域を対象とします。市民、事業者、行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	瑞穂市全域
------	-------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野		
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野（焼却処分）	一般廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

第3章

瑞穂市の地域特性

3-1 自然的特性

(1) 地域の概況

本市は、濃尾平野の北西、岐阜市と大垣市の間に位置しています。

市の東に長良川、西には揖斐川があるほか、市内に18本の一級河川が流れる水に恵まれた自然の豊かな地域で、輪中と呼ばれる水郷地帯です。

地形はおおむね平坦で、古来より豊富な水を活かした都市として発展してきました。

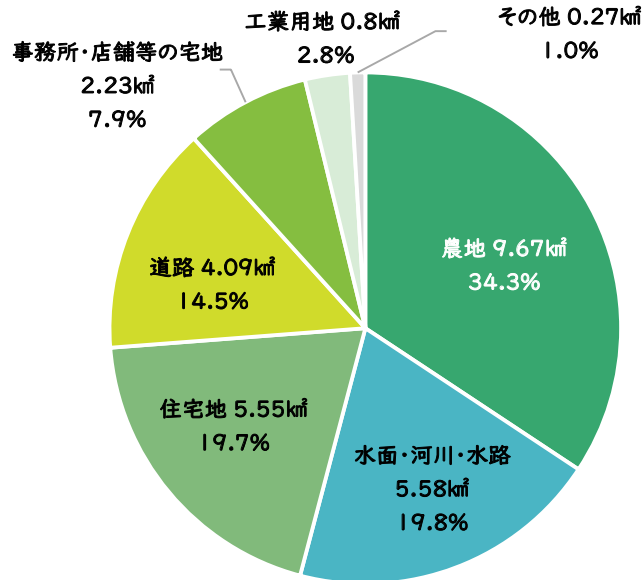


出典：瑞穂市第3次総合計画 前期基本計画

図3-1 瑞穂市位置図

(2) 土地利用状況

本市の総面積28.19km²のうち、農地が9.67km²で34.3%と最も高い割合を占めています。次いで、水面・河川・水路が5.58km²で19.8%、以降は住宅地、道路、事務所・店舗等の宅地と続きます。



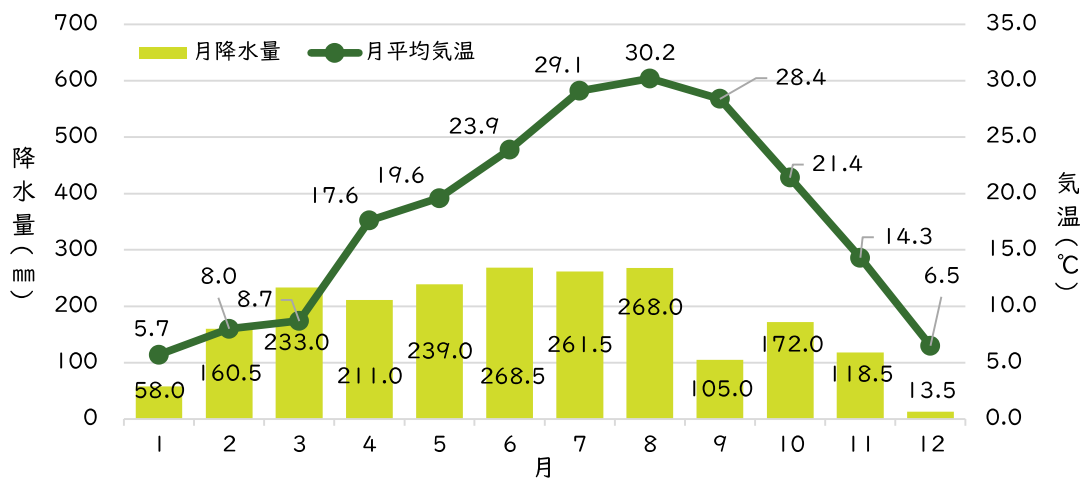
瑞穂市 DATABOOK2024 のデータを基に作成

図3-2 土地種別割合

(3) 気温・気候

岐阜地方気象台の観測によれば、本市周辺は季節ごとの寒暖差が明瞭である一方、年間平均気温は概ね15℃前後とされ、総じて暮らしやすい気候特性を有しています。令和6年度の年間総降水量は2,108.5mmであり、夏場の降水量が多くなっています。

晴天率が高く、全国的にみても年間の日照時間に恵まれた地域です。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

図 3-3 岐阜地方気象台における令和6(2024)年度の月降水量と月平均気温